

平成30年4月からの実施を予定している保険者からの課題・要望等

資料2

区分	保険者数	課題・道への要望	●～課題 ○～要望	要望に対する道の対応
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	34	■近隣市町村の資源の把握（3保険者） <input type="checkbox"/> 近隣市町村の医療資源の情報提供		・小規模市町村においては、二次医療圏単位での医療情報の把握も重要であることから、「医療機能情報提供制度」等の活用のほか、保健所を中心とする「多職種連携協議会」での実態調査などを通じて、地域の医療機関に関する情報の提供を行います。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	41	■会議の開催に対する支援（2保険者） <input type="checkbox"/> 医療機関や医師に対する本事業の協力依頼		・医療・介護関係者の参画が必要な会議への、医療機関及び医師の協力が円滑に得られるよう、保健所と社会福祉課が郡市医師会と連携しながら支援するとともに、その動きを道本庁として支援します。
		■抽出された課題に対する支援（1保険者） <input type="checkbox"/> 抽出された課題やその対応策に関する助言・情報提供		・課題の対応策について、保健所に設置している「地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム」や「多職種連携協議会」を通じて、技術的な助言や必要な情報を提供します。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	81	■医師・医療機関との関係構築（7保険者） <input checked="" type="checkbox"/> 医師が多忙を極める中で医師会や医療機関に本事業の理解・協力を求めることが困難 <input type="checkbox"/> 医師会との関係構築の支援 <input type="checkbox"/> 医療機関に対する本事業の情報提供や働きかけ		・郡市医師会にも協力を要請しながら、医療機関との関係構築や協力依頼を保健所が主導して行うとともに、その動きを道本庁として支援します。
		■在宅医療提供体制の確保（6保険者） <input checked="" type="checkbox"/> 過疎地域であり、現在以上の在宅医療の提供体制は困難 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独では、主治医・副主治医制の導入や急変時診療医療機関の確保が困難 <input checked="" type="checkbox"/> 24時間体制の医療提供は、隣接市町村の夜間・救急窓口を頼らざるを得ない現状 <input type="checkbox"/> 在宅医療提供体制の構築に対する支援 <input type="checkbox"/> 主治医、協力医、在宅医療スタッフ等の連携が取れておらず、スムーズな診療が困難であるため、道の主導による共通理解、協議ができるような医療機関や市町村に対する支援 <input type="checkbox"/> 急性期医療や訪問診療における、町を越えた調整が必要な場合の広域調整等に対する支援	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 本事業は、(ア)で得られた情報や(イ)で検討した事項を踏まえて、地域の実情に応じた連携体制の構築を目指した取組を検討するものです。 </div> ・在宅医療に関わるスタッフ間の連携や広域調整については、「地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム」の個別支援や「多職種連携協議会」での活動を通じて支援するとともに、その動きを道本庁として支援します。 ・主治医・副主治医制や急変時診療医療機関の確保等については、市町村が在宅療養支援診療所等に委託する形で「在宅医療グループ診療運営事業」の活用が可能です。（グループの構成は市町村内に限りません。）	

区 分		保険者数	課題・道への要望	●～課題 ○～要望	要望に対する道の対応
(エ)	医療・介護関係者の情報共有の支援	66	■情報共有シートの作成（8保険者） ●他市町村の医療機関との新たな共有ツールの作成が困難 ●新たな様式で業務に負担がからないよう、必要性や必要な情報について協議していくことが重要 ●広域でのツールの共有は、保健所、医師会等との連携、協議が必要 ○広域的に統一したツールの作成 ○先進地の実施内容等の情報提供		・広域で効果的に活用されている情報共有ツールや先進事例を道で収集、取りまとめ、積極的に情報提供するとともに、「多職種連携協議会」で作成している連携シートの共同利用などを通じて支援します。 ・また、医療や介護に関わる関係職種がICTを活用して情報共有を図る場合は、「患者情報共有ネットワーク構築事業」の活用が可能です。（実施主体：医療機関・市町村）
(オ)	在宅医療・介護連携に関する相談支援	74	■相談窓口の開設に対する支援（9保険者） ●新たな人材配置、窓口開設が困難 ●医療機関内の窓口設置について、医師会との調整が困難 ○町単独で町外医療機関や医師会等との連携を図ることが困難であるため、道による広域的な調整 ○圏域単位での窓口設置など、広域実施に向けた調整・支援 ○先進地の実施内容等の情報提供		・国や関係団体が行う窓口担当者向け研修について情報提供するほか、「多職種連携協議会」での活動を通じて支援します。 ・それぞれの地域に合った効率的な相談窓口の設置や運営方法について、現に円滑に運営されている広域実施などの先進事例を道本庁から情報提供するとともに、地域介護予防・地域包括ケア事業支援チームによる技術的な助言を行います。
(カ)	医療・介護関係者の研修	63	■研修会の開催に対する支援（4保険者） ○広域での研修の継続実施 ○先進地の実施内容等の情報提供		・「多職種連携協議会」を活用するなどして、合同研修の開催を支援するとともに、講師の派遣や関係団体からの協力など、道本庁としてそうした取組を支援します。
(キ)	地域住民への普及啓発	54	■道による情報提供等（2保険者） ●地域包括ケアシステムの住民周知 ○先進地の情報等に関する研修会の開催		・各振興局で実施している地域包括支援センター及び市町村職員を対象とした意見交換会において、地域包括ケアシステムの普及啓発を議題とします。 ・全道6カ所で実施しているセンター職員研修会において、普及啓発の好事例について情報提供します。 ・住民向けに講演会を開催するほか、在宅医療に関わる多職種及び事業所等を紹介するパンフレットやDVDを作成するなど効果的な取組を行っている協議会の具体的な事例などを紹介し、推奨します。
(ク)	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	79	■協議の場の設定に関する道の支援（11保険者） ○近隣市町村との情報共有や課題協議の場の設定 ○地域事情に応じた現在より小単位での協議の場の設定		・「多職種連携協議会」への参画を促すことや、地域事情に応じ、「地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム」によるきめ細やかな支援を行うとともに、その動きを道本庁として支援します。